

○財務省告示第三百九十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十八年九月二十日に発行した割引短期国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年十月六日
 財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその項及び適	振替法の適	発行方法	発行額	最低額面金	振替単位	発行行	償還期限
割引短期国庫債券（第四百九回）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	適用を受けけるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本銀行による借換えのための引受け	額面金額で二兆六千三百九十三億四千万円	千万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額による。	平成十八年九月二十日	額面金額百円につき九十九円五
								額面金額百円につき九十九円五	平成十九年九月二十日

ただし、償還期が銀行休業日に

十 十 十
三 二 一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当
成 本 面 還 たる
十 銀 金 金 を と
八 行 額 支 き は
年 百 円 に 、 そ
九 円 づ き の 翌
月 つ き 営 業
二 百 円 日
十 日